

## 主任技術者及び監理技術者に係る「恒常的雇用関係」の当面の取扱いについて

陸前高田市総務部財政課

主任技術者及び監理技術者の配置（建設業法第26条）に求められる「恒常的な雇用関係」について、当面の間、下記のとおり取り扱うこととしましたのでお知らせします。

### 記

#### 1 当面の取扱いの内容

主任技術者及び監理技術者の配置については「監理技術者制度運用マニュアルについて」において、「所属建設業者から入札の申込のあった日（指名競争入札に付す場合であって入札の申込を伴わないものにあっては入札の執行日、随意契約による場合にあっては見積書の提出のあった日）以前に3か月以上の雇用関係にあることが必要」とされていましたが、「監理技術者制度運用マニュアルについて」の二一四(3)における「緊急の必要その他やむを得ない事情がある場合」に該当するものとし、「所属建設業者から入札書の提出があった日（随意契約による場合にあっては見積書の提出のあった日）までに雇用関係があることが必要」と取り扱うものとします。

#### 2 対象工事

陸前高田市内で施工する工事（震災復旧・復興工事以外の工事も対象となります。）

#### 3 適用期間

平成25年1月10日以降に公告する工事（当分の間）